

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

コロナ感染症緊急経済対策

現在世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症ですが、影響を受ける事業者への緊急経済対策が公表されておりますので、確認していききたいと思います。

なお、最新情報は経済産業省のコロナ関連サイト (<https://www.meti.go.jp/covid-19/>) にまとまっていますので、ご覧ください。

資金繰り支援

① 融資

融資については、政府系金融機関による融資と民間金融機関による融資（信用保証付融資）があります。民間金融機関の融資も5月1日から大幅に拡充されることになりました。

(イ) 公庫（日本政策金融公庫）

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業悪化を来し、(i)最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方、または(ii)売上増加に直結する店舗増加や業種の転換、設備投資や雇用拡大を行っている企業など単純に同期と比較できない場合は、過去3ヶ月（直近1ヶ月を含む）の平均売上高等と比較して5%以上減少している方

【使いみち】運転資金、設備資金

【担保】無担保

【貸付期間】15年若しくは20年

【融資限度額】

国民事業6,000万円、中小事業3億円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%

4年目以降は基準金利

国民事業1.36%、中小事業1.11%

【利下げ限度額】国民事業3,000万円

中小事業1億円

※売上の減少割合によって、利率は異なります。

最近1ヶ月の売上については、月初から月末に拘らず算出することが可能です。

その他、商工中金や名古屋市等含め様々な融資

制度が実施、検討されておりますが、各々減少率の要件や限度額、利率等が異なる場合がありますのでご注意ください。また、公庫から以前に借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能なためご確認ください。

助成金、給付金(窓口：ハローワーク)

① 雇用調整助成金

【助成対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動が縮小し、直近の売上が減少（3月までは▲10%以上、4月以降は▲5%以上）した事業主で、そのため従業員を休業させ所得補償（休業手当）をした、または、勤務時間を短くして短縮時間分の所得補償（休業手当）をした場合に対象となります。年次有給休暇を使用した場合は対象外のためご注意ください。

【対象期間】

事業主が指定する休業開始日から1年間

【助成金額】

(イ) 事業所全体の平均1日単価を算出。

(ロ) 休業手当の計算 (イ)の平均1日単価×休業手当として支給した割合

(ハ) 助成額単価の計算 (ロ)の休業手当×助成率（上限は8,330円となります）

(ニ) 助成金額 (ハ)の助成額単価×休業延日数

【休業手当の定め方】

(イ) 平均賃金の60%以上、若しくは、(ロ)基本給や諸手当の○%以上（平均賃金の60%以上であること）の2通りあります。(ロ)の方が提出する書類も少なく、簡便になります。

【申請の流れ】

原則：休業の計画届⇒休業実施⇒支給申請

特例：休業実施⇒休業の計画届⇒支給申請

特例で6月30日まで事後申請可能。ただし、事後申請可能は初回のみで、一度に申請できる期間は3ヶ月分になります。

【準備項目】

- (イ) 休業手当の出し方の検討。
- (ロ) 休業協定について、従業員と内容の取り決めが必要。
- (ハ) 出勤分の給与と「休業手当」を明確に区別して給与明細・賃金台帳に表示。
- (ニ) 出勤簿、タイムカードに休業日が分かるように表示や記入。
- (ホ) 今年度、前年度の勤務カレンダーを用意。

② 持続化給付金（窓口：経済産業省HP）

【給付対象】新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。（2020年1月～2020年12月のうち一月）資本金10億円以上の大企業を除く法人、個人事業主で、医療法人や社会福祉法人についても対象となります。

【給付額】法人200万円、個人事業主100万円
ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限額となります。

売上減少分の計算方法は、前年の総売上（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

【提出書類】(イ)法人番号、(ロ)2019年の確定申告書類、(ハ)減少月の事業収入額を示した帳簿類

【申請時期他】5月の連休明けには受付が開始される見込みです。基本的にWeb上での申請となる予定です。その他の情報については、4月最終週を目途に公表される予定となっています。

③ 各県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金（窓口：各県HP）

【支給対象】新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」に基づく「休業協力要請」により、休業要請と営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する県内の中小企業及び個人事業主で、休業協力要請期間中（2020年4月17日から5月6日までの期間）に休業等の要請に全面的に協力した者になります。また、全面的な協力とは、休業協力要請の全期間（4月17日から5月6日までの期間）、要請に応じて休業等を行うことが基本になります。

【給付額】1事業者50万円

【申請時期他】2020年5月中旬～6月中が予定されております。また、この協力金については、補正予算が愛知県議会で可決された場合になります。

申告、納税について

① 法人の申告期限の延長

法人についても、やむを得ない理由がある場合に期限の個別延長が認められました。延長の際に、別途申請書等の作成は必要なく、申告書提出の際に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と申告書に記載するだけで可能になっております。また、個別延長の場合の申告・納付期限は、やむを得ない理由がやんだ日から2ヶ月以内の日を指定して延長になり、申告書の提出日と納付日を一致させる必要があります。

② 納税猶予

基本的にすべての税（法人税や消費税、固定資産税など）を対象に、2020年2月から納付期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、収入（売上）が減少（前年同月比概ね▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税が猶予されます。

③ 固定資産税等の軽減

【概要】事業者の保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロ又は1/2とする。

【減免対象】設備等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税（評価額の1.4%）及び事業用家屋に対する都市計画税（評価額の0.3%）

【対象要件】2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率が、(イ)▲30%以上▲50%未満の場合、減免率1/2、(ロ)▲50%以上の場合、減免率全額
ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限額となります。

今回ご紹介した支援の中には、補正予算の成立を前提としたものが多くあります。内容についても随時更新されておりますので、何か疑問点がございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。 以上